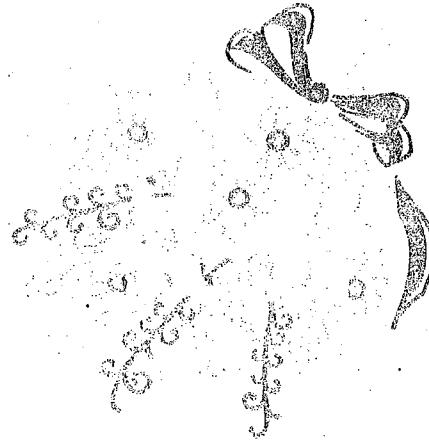


誇りを胸に

— 教職員服務の手引き —



平成22年5月

名古屋市教育委員会

はじめに

平成21年6月、名古屋市立小学校において、管理職が名誉毀損で逮捕されるという事件が起きました。その数ヶ月後には、名古屋市立中学校と高等学校の教諭が痴漢行為で逮捕されるという事件が続きました。さらに、年度末には、名古屋市立小学校の教諭がわいせつ致傷の疑いで逮捕されるという事件が起きました。これらの前代未聞の不祥事が続き、「名古屋の教育」への信頼は大きく揺らぎました。

また、平成21年7月から不適正な経理処理に係る取引業者への確認調査を全庁的に実施したところ、教育委員会及び小・中・高等学校において「横領」や「預け金」、「差替え」という不適正な経理処理が数多く行われていたことも判明しました。

教育委員会では、これらの不祥事を深刻に受け止め、一度失われた市民の信頼は簡単には戻らないということを肝に銘じ、「不祥事を絶対に発生させない」という強い意識のもと、教職員一人一人の服務規律についての意識を高めるために、この服務の手引き「誇りを胸に」を作成しました。

この手引きをぜひ現職教育や朝の会などで教職員のモラルを高めるためにご活用いただき、不祥事防止と「名古屋の教育」の信頼回復に努めていただきたいと思います。

平成22年5月

名古屋市教育委員会

なくそう不祥事！の合い言葉



- 公務員としての誇りと自覚を！
- 公金は市民の財産という意識を！
- 持ち出しルールの厳守！
- 飲んだら乗るな 乗るなら飲むな！



1 服務とは

(地方公務員法第30条)

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

地方公務員法で定められた職員の義務

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第32条)

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(2) 信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) 秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(4) 職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(5) 政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

(6) 争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

(7) 営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかかる事業若しくは事務にも従事してはならない。



2 懲戒処分とは

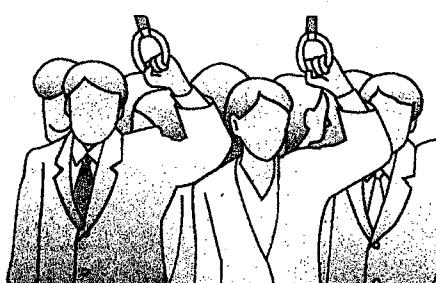
懲戒処分は、教職員の非違行為に対して制裁を与える制度として、地方公務員法（第27条、第29条）に規定されており、教職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追及するものであり、それによって地方公共団体における規律を保持し、公務員秩序を維持することを目的としている。

懲戒処分は、犯罪に対する司法上の刑事罰とは性格を異にしており、刑法上は軽い行為であっても、本市の信用を著しく傷つけるような行為については、重い処分が行われることになる。

懲戒処分の種類

- | | |
|------|--------------------------|
| ① 免職 | 教職員の地位を失わせるもので、最も重い処分 |
| ② 停職 | 一定期間、職務に従事させない処分 |
| ③ 減給 | 給料を一定期間、一定割合を減額して支給する処分 |
| ④ 戒告 | 服務義務違反の責任を確認し、その将来を戒める処分 |

※ 地方公務員法上の懲戒処分ではないが、非違行為を戒める事実上の行為として訓告・厳重注意などの措置を行う場合もある。



<参考>

「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針」(平成19年5月策定)

※ 抜粋

第1 目的

この取扱方針は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく懲戒処分の実施に関し、透明性及び公正性を確保しつつ、非違行為に対して厳正に対処するとともに、職員の自覚を喚起し、不祥事の発生防止を図ることで市民の市政への信頼を確保することを目的とする。

第2 基本事項

この取扱方針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の原因、動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
- ④ 他の職員、地域及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか。

のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

また、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、指導上の措置として、訓告等の事実上の行為を行うことができる。

3 不祥事を起こしたら

(1) 法的責任

① 懲戒処分

懲戒処分として免職、停職、減給、戒告の処分が行われ、処分は人事上の記録として残る。

② 民事上の責任

不法行為に基づく賠償として、被害者から治療費・慰謝料などが請求される。

③ 刑事上の責任

刑法、道路交通法、児童福祉法などにより、罰金や懲役刑などが科せられる。

④ 市に対する賠償責任

公金管理が不適切で、損害を与えた場合等には、市に対する賠償責任が生じる。

(2) 社会的影响

① 教職員全体の信用失墜

たった一人の教職員が不祥事を起こすだけで、教職員全体の信用が失墜し、誠実に勤務している教職員までも、児童生徒・保護者・市民などからの信頼を失うことになる。

② 学校の教育活動への影響

不祥事を起こすと、その内容を知った市民などから学校に苦情や問い合わせが相次ぎ、学校はその対応に追われ、教育活動に支障を生じる。



(3) 給与や生涯賃金への影響

懲戒処分は、昇給や期末・勤勉手当に影響する。免職の場合、退職手当が支給されないことがある。

<例> 35歳小（中）学校教諭が懲戒処分を受けた場合

平成22年4月1日現在、給料表が教育職（二）2-80（扶養手当・住居手当なし）の35歳小（中）学校教諭が、懲戒処分を受けた場合、生涯賃金への影響（試算）

処 分	合 計	給料の減額	勤勉手当への影響	昇給による影響
戒 告	約153万円	0万円	5万円	148万円
減給3月	約169万円	12万円	9万円	148万円
停職6月	約408万円	248万円	12万円	148万円

※ 処分を受けた場合、当該期間にかかる勤勉手当が減額されます。また、処分を受けた翌年度については昇給しません。



4 不祥事防止に向けて

【体罰の事例】

A教諭は、生徒指導上問題を抱えた生徒に対して指導を行っていたが、生徒は事実を認めず、言い逃れを繰り返した。その言動に腹を立てたA教諭は、生徒の胸ぐらをつかみ、床に倒した後、臀部を蹴ったり平手で頭部を叩いたりした。その結果、生徒は左足中指を骨折し、全治1ヶ月のけがを負った。

< A教諭の処分 > 減給10分の1 1ヶ月

< 校長の処分 > 文書訓告

誇りを胸に持ち続けるために

- ① 体罰は児童生徒の人格を傷つけるとともに人権を侵害する行為であることを、教師の懲戒権も含めて十分な理解をする。
- ② 体罰には教育的効果がないといった認識を教職員全体で共有し、生徒指導体制を改めて見直す。
- ③ 体罰をしている同僚を見たら、直ちに止め、事後の適切な対応を行う。さらに、管理職に体罰の報告を行う。

自己チェックしてみましょう

	子どもの些細な発言に腹が立つことがある。
	子どもに対して乱暴な言葉遣いで返答するときがある。
	指導内容によって、体罰は必要と思うことがある。
	部活動等の指導では、児童生徒の願いより勝利至上主義に陥ってしまうことがある。

【交通事故（飲酒運転）の事例】

B校長は、宴会や2次会でビール大瓶3本程度、飲酒した。会終了後、自家用車の中で2時間程度仮眠をとった後、自家用車を運転して帰路に着いた。帰宅の途中、反対車線を走行してきた車と接触事故を起こした。双方ともにけがはなかったが、警察の取り調べでB校長の酒気帯び運転が判明した。

＜B校長の処分＞ 停職6月

※ 現在の懲戒処分の取扱方針では 懲戒免職

【交通事故の事例】

C事務職員は、通勤のために自家用車を運転していた。対向車線が渋滞しており、見通しが悪かったにもかかわらず、減速徐行せずに進行したため、横断歩道上を走つて横断していた児童と衝突、転倒させた。相手の児童に傷害を負わせたため、自動車運転過失傷害罪に処せられた。

＜C事務職員の処分＞ 戒告

＜校長の処分＞ 嚴重注意

誇りを胸に持ち続けるために

- ① 飲酒量の多少にかかわらず、絶対に車を運転しない。
- ② 飲酒する場合、自家用車で行かない。
- ③ 酔いを覚ませばよいという安易な判断が重大な事故につながることを認識する。
- ④ 車を運転する予定の者に飲酒を勧めない。（勧めた者も同罪）
- ⑤ 職場で飲酒の機会がある場合、帰宅方法を職員から確認する等、徹底を図る。

自己チェックしてみましょう

(チェックがついたら要注意！)

アルコール分が低いビールなら少し時間が経てば大丈夫と思うときがある。

お酒を飲まないからという理由で、宴会場に車で出かけることがある。

【情報紛失の事例】

D教諭は、学校から帰宅する途中、スーパーに寄って買い物をした後、休憩するためにスーパーの近くの喫茶店に立ち寄った。荷物は車の後部座席に置いたままであり、外からも見える状態であった。喫茶店で休憩をしているうちに、車の窓ガラスを割られ荷物を盗まれた。盗まれた荷物の中には、試験の解答用紙とともに、成績処理のためのデータが保存されたUSBメモリーも含まれていた。また、解答用紙やUSBメモリーを学校から持ち出す許可は受けていなかった。

<D教諭の処分> 戒告

<校長の処分> 口頭訓告

誇りを胸に持ち続けるために

- ① 個人情報は、原則持ち出さない。
- ② やむを得ず個人情報を学校外に持ち出す場合には、必ず管理職に申し出て許可を得る。なお、持ち出す際には、セキュリティ機能付きUSBを最優先に使用する。
- ③ 電子情報媒体には、必ずパスワードをかける。
- ④ どこに何を保存しているか、個人情報の保存状態を的確に把握し、管理に努める。

自己チェックしてみましょう

(チェックがついたら要注意!)

	教員は、成績処理等で多忙な時期があるので、USBメモリを持ち出すのは当然と思うときがある。
	個人で使用するファイルと仕事で使用するファイルを一つのUSBメモリに保存して使用している。
	家族で共有しているコンピュータをインストールされているソフトを知らないまま自宅での仕事に使用している。
	車の中にいろいろな荷物を置いたまま、駐車場を離れることがある。

【わいせつ（盗撮）の事例】

E教諭は、ワイヤレスカメラを使って、女子高校生のスカート内を隠し撮りしていた。E教諭の不審な行為を目撃した人により取り押さえられた。E教諭は、警察署に連行され、カメラ等が押収された。警察署の事情聴取で、E教諭は、同様の手口で長期間、盗撮を繰り返していたことを認めた。その後、家宅捜索が行われ、押収されたビデオテープから、被害者が特定できたため、「県迷惑行為防止条例違反」の疑いで逮捕された。

< E教諭の処分 > 懲戒免職
< 校長の処分 > 口頭注意

【わいせつ（痴漢）の事例】

F教諭は、地下鉄で通勤していた。電車内は、通勤・通学の人でたいへん混雑した状況下であったため、F教諭は、自分の前に立っていた女性の身体を触った。しかし、女性に腕をつかまれ、周囲にいた人に取り押さえられた。

駅長室に連行されたあと、警察の取り調べを受けたF教諭は、「県迷惑行為防止条例違反」の現行犯で逮捕された。

< F教諭の処分 > 停職 6月
< 校長の処分 > 厳重注意

誇りを持ち続けるために

- ① 教育活動に携わる自分の職務は、成長過程にある児童生徒への影響が非常に大きなものであることや、児童生徒および保護者との信頼関係が重要であることから、公務員の中でも一段と高いモラルが求められていることを自覚する。
- ② 教職員一人一人が身近な言動を見直し、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。
- ③ 幼児・児童・生徒へのわいせつ行為は、絶対に許されるものではないことを肝に銘じる。

自己チェックしてみましょう (チェックがついたら要注意！)

相手を不快にさせる性的な言動をよく使用することがある。

【窃盗の事例】

G教諭は、休日に市内の書店で書籍1冊を万引きしたところを店員に見つかり、警察に通報された。警察署で取り調べを受け、窃盗で検挙された。

<G教諭の処分> 停職6月

<校長の処分> 敬重注意

誇りを胸に持ち続けるために

- ① 教育活動に携わる自分の職務は、成長過程にある児童生徒への影響が非常に大きなものであることや、児童生徒および保護者との信頼関係が重要であることから、公務員の中でも一段と高いモラルが求められていることを自覚する。
- ② 公務員として法を遵守する強い意志を持つ。

自己チェックしてみましょう

(チェックがついたら要注意!)

些細なことでいらいらした時、周囲へ迷惑をかけるような行動をしてしまうことがある。

※ 関係法令等

刑法 第235条（窃盗）

他人の財物を擅取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



【営利企業等の従事制限違反の事例】

H教諭は、飲食店を経営する知り合いから繁忙期の8月に2週間ほど店を手伝ってほしいと依頼された。H教諭は、8月は夏季休業中であり、学校の仕事に影響がないと考え、飲食店でレジの仕事に従事した。その報酬として2万円を得た。

<H教諭の処分> 戒告

<校長の処分> 文書訓告

誇りを胸に持ち続けるために

- ① 教員の兼職・兼業については、教員の資質を生かした人材の有効利用の観点から、教育活動と密接な関連を有し、かつ、社会への貢献と本務の遂行に支障がないと任命権者が認めた場合のみ許可される。
- ② 上記は、営利企業への従事制限に違反しており、仮に「兼職（業）願」を校長を通して教育委員会に提出しても、従事内容が教育活動と関連がないため、許可されることはない。

自己チェックしてみましょう

(チェックがついたら要注意!)

僅かな報酬の仕事なら、分からぬから大丈夫と思うときがある。



【公金横領の事例】

I 事務職員は、A商店の白紙領収書を利用して精算書を作成し、前渡金を不正に現金化した。さらに、その現金を横領し、生活費に充当したり、私的に使用する物品を購入したりした。

< I 事務職員の処分 > 懲戒免職

誇りを胸に持ち続けるために

- ① 公金は、市民の財産という意識を持つ。
- ② 会計事務を複数の者がチェックする体制を整備する。
- ③ 現金や切手、通帳や届出印などを金庫以外に保管しない。

自己チェックしてみましょう

(チェックがついたら要注意!)

	学校徴収金で一時的な立て替えを行うことはやむを得ないと思う。
	会計処理を行う際、領収書の年月日と、通帳へ記載日が多少違っていても大丈夫と思う。
	公の物品と私物とを混同して使用してしまうことがある。

※ 関係法令等

刑法 第253条（業務上横領）

業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

5 資料等

<資料> 不祥事防止の心構え

○ 隠さないようにしましょう

問題が起きた時、隠したいと思うのは自然の心理です。しかし、隠すことによって、問題が深刻化したり、拡大したりすると、同様の不祥事が続発する可能性があります。組織的に対応するためにも、できる限り速やかに報告するようにしましょう。

○ 原因を追求しましょう

問題の原因を把握することは、再発防止には必ず必要です。なぜ、不祥事が起きたのかという「真因」を追求し、何を変えなければならないのかをしっかりと捉えましょう。

○ ピンチをチャンスにしましょう

問題が発生（ピンチ）したのは、潜在した問題が顕在化したということです。これを機会（チャンス）ととらえ、無理していたところやゆがみを無くすことで、「だれもがより良くなるため」という気持ちで再発防止策に取り組みましょう。

○ みんなで考えましょう

他人事と思っていると、自分が関係者になることもあります。同じ問題を繰り返し、過去の経験を生かせないことは、市民からの信頼を低下させてしまいます。過去の問題からの教訓を共有することで、不祥事防止に努めましょう。

○ 問題が起きた時の対応を考えておきましょう

問題が起きた時に、「何をすべきか」をあらかじめ認識しておくことは重要です。迅速な対応は、信頼回復の第一歩と心得て、日頃から対応を想定しておきましょう。

<資料> 管理職として確認しておきたい経理事務の4つのポイント

(1) 経理関係書類は自ら確認押印

校長・教頭は、経理関係書類(支出命令書・前渡金精算書・前渡金出納簿等)の内容を自らチェックし、自ら押印する。

(2) 納品の検査確認は複数の職員で

教頭は、納品時に物品発注依頼書の内容と同一であることを自ら検査確認し、物品発注依頼書に自ら押印する。

(3) 学校管理の現金を自ら把握

校長・教頭は、学校が管理している前渡金について、毎月初めに金庫で保管している現金、前渡金通帳の残高を前渡金出納簿と照合する。

(4) 立て替え払いは禁止

職員の立て替え払いは公私の混同を招きやすいので禁止する。やむを得ず、土日祝に物品を購入しなければならない場合でも、事前に校長が自ら決裁をし、必要な前渡金を購入する職員に渡す。

<資料> 参考となる資料・通知文

○ これまでに配布された資料

- ・ 職員倫理ハンドブック（平成16年10月発行）名古屋市
- ・ 教師となって「初任者研修の手引き」子どもの未来のために
名古屋市教育センター

○ 市教委から出された通知文等

- ・ H13.9.1付 13教教第278号
「教職員の交通事故防止について」（通知）
- ・ H19.4.1施行
「教育委員会セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」
- ・ H22.3.29付 21教総第172号
「名古屋市教育委員会における
懲戒処分の取扱方針の一部改正について」（通知）
- ・ H22.4.13付 22教総第3号
「学校（園）における個人の所有する
電子計算機等の使用等の変更について」（通知）



〈資料〉 体罰について

体罰は学校教育法第11条で禁止されており、あってはならないことです。

本市教育委員会においては、懲戒処分の取扱方針の中で標準例を示し、下のような標準的な処分量定を示しています。

【本市の懲戒処分取扱方針】

標準例4 児童生徒に対する非違行為関係（学校職員関係）

（1）体罰等

ア 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒に上記以外の体罰をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

ウ 体罰ではないが、児童生徒に対する職員として不適切な指導をした職員は停職、減給又は戒告とする。

児童生徒にけがを負わせた場合は傷害罪、傷害に至らない場合でも暴行罪に問われることもあります。「毅然とした指導」と「体罰」とはまったく異なるものです。

児童生徒にとって心に響く指導はいかにあるべきか、体罰はどうしていけないかなど、日ごろから、児童生徒の指導のあり方について気軽に話のできる職場の雰囲気づくりも大切にしたいものです。

（参考）

【傷害罪】（刑法204条）

暴行、その他の手段で他人に身体的傷害を負わせたときに成立する罪です。

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。傷害をしなかった場合には、暴行罪になります。

【暴行罪】（刑法208条）

暴行を加えた者が、人を傷害するに至らない場合を言い、2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処せられます。

必ずしも人の身体に接触することを必要としません。

—暴行の事例—

- ・人の足元に投石する。 ・身近で大太鼓や鉦などを連打する。
- ・刃物を振り回す。 ・酒に酔ってつばを吐きかける。 など。

※ 「誇りを胸に」 追補

【不適切な行為の事例】

J教諭は、担当している部活動において、一部の女子生徒に対して、手を握ったり、「卒業したら一緒に食事に行こう」という私的な内容のメールを送ったりするなどの不適切な行為を行い、不快な思いをさせた。

<J教諭の処分> 減給10分の1 3月
<校長の処分> 口頭訓告

誇りを胸に持ち続けるために

- ① 教職員は、児童生徒に対して指導的な立場にあり、児童生徒の人格形成に大きな役割を担っている。
- ② 児童生徒の気持ちを考えず、児童生徒に嫌悪感や不快感を与えるような不適切な言動をすることは、絶対許されないという自覚を持つ。

自己チェックしてみましょう

	授業中に性的な冗談を言ったり、生徒の外見や容姿に関する発言をしたりすることがある。
	児童生徒の気持ちを考えず、不必要に体に触れることがある。
	児童生徒に対して、性的な内容や個人的な内容の電子メール、電話、手紙等を送ることがある。

※ 関係法令等

- ・ 地方公務員法第33条 信用失墜行為